

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料  
**年金から口座振替への納付方法の変更には  
 指定金融機関と町役場への届出が必要です**

町の税金・保険料など 口座振替を利用できる 指定金融機関
西東京農業協同組合 青梅信用金庫 りそな銀行 ゆうちょ銀行（郵便局）

平成29年度の保険料が特別徴収されており、平成30年4月以降の保険料の納付を、口座振替へ変更を希望される方は、金融機関への届け出と、町

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給（支給要件あり）されます。

請求には、保健福祉センターの窓口でお渡しする記入書類や戸籍などの添

請求期限を過ぎますと

【口座振替への  
変更手続きの方法】  
指定金融機関への手続きだけでなく、町役場にも届出が必要です。

◎国民健康保険税の場合・・・  
平成29年度の保険料が特別徴収されており、平成30年4月以降の保険料の納付を、口座振替へ変更を希望される方は、金融機関への届出と、町住民課まで「納付方法変更（口座振替への切替）申出書」を提出してください。

◎後期高齢者医療保険料の場合・・・  
平成29年度の保険料が特別徴収されており、平成30年4月以降の保険料の納付を、口座振替へ変更を希望される方は、金融機関への届出と、町住民課まで「納付方法変更（口座振替への切替）申出書」を提出してください。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給（支給要件あり）されます。

請求には、保健福祉センターの窓口でお渡しする記入書類や戸籍などの添

請求期限を過ぎますと

【口座振替への  
変更手続きの方法】  
指定金融機関への手続きだけでなく、町役場にも届出が必要です。

◎国民健康保険税の場合・・・  
平成29年度の保険料が特別徴収されており、平成30年4月以降の保険料の納付を、口座振替へ変更を希望される方は、金融機関への届出と、町住民課まで「納付方法変更（口座振替への切替）申出書」を提出してください。

◎介護保険料の場合・・・  
制度上、特別徴収での納付が原則となりますので、特別徴収の該当の方は、口座振替への変更はできません。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給（支給要件あり）されます。

請求には、保健福祉センターの窓口でお渡しする記入書類や戸籍などの添

請求期限を過ぎますと

【変更手続きの期限】  
年金支給月の2か月前の初日が変更手続き（役場への届出）の期限となります。口座振替への変更まで約2か月間の期間を要しますが、これは年金保険者への手続きにかかる所定の期間となりますので、ご了承をお願いします。今年4月の特別徴収を口座振替に変更したい場合の期限は、2月1日（木）となります。

【社会保険料控除】  
保険税（料）は、納付された方の所得税、町・都民税の申告時に、社会保険料控除として申告することができます。

※問い合わせは、  
・国民健康保険税について、住民課  
☎ 83-2190  
・後期高齢者医療保険料について、福祉保健課  
☎ 83-2777

**第十回特別弔慰金の請求期限は4月2日です**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給（支給要件あり）されます。

請求には、保健福祉センターの窓口でお渡しする記入書類や戸籍などの添

請求期限を過ぎますと

請求期限を過ぎますと

請求期限を過ぎますと

請求期限を過ぎますと

請求期限を過ぎますと

請求期限を過ぎますと

口座振替手続き

・都福祉保健局  
生活福祉部計画課  
☎ 03(5320) 4077